

番号	ご意見・情報（概略）	回答
1	111種の穀類、野菜、果実ほかの食品で、暫定基準0.02を削除したことには賛成する	御意見有り難うございます。
2	<p>以下に挙げた、残留基準を改定しなかった食品、0.02ppmの暫定残留基準を緩めた食品については、基準又は基準案を再考されたい。</p> <p>ネギ：日本の作物残留試験では、散布後3～14日で、最高値は0.51-1.76ppmである。</p> <p>トマト：日本の作物残留試験では、散布後1～14日で、最高値は0.31-1.76ppmである。</p> <p>チンゲンサイ：日本の作物残留試験では、散布後7～21日で、最高値は2.83、8.02ppmである。</p> <p>アスパラガス：日本の作物残留試験では、散布後1～14日で、最高値は0.12、1.30ppmである。</p> <p>レタス：日本の作物残留試験6例中、散布後7～21日で、最高7ppmを超えたのは1例だけである。</p> <p>その他きく科野菜：日本の作物残留試験では、散布後14日で、キクの葉の最高値は0.98、2.72ppmである。</p> <p>未成熟えんどう：日本の作物残留試験では、散布後1～14日で、最高値は1.42、2.46ppmである。</p> <p>エダマメ：日本の作物残留試験では、散布後1～14日で、最高値は1.47、1.72ppmである。</p> <p>イチゴ：日本の作物残留試験では、散布後1～7日で、最高値は1.23、1.64ppmである。</p> <p>その他のハーブ：日本の作物残留試験で、シソの場合は、散布後7～14日で最高値で、16.4、21.0ppmである。このようなものは、適用を認めるべきでない。</p>	<p>今回の基準値案は、いずれの食品についても申請者から提出された作物残留試験成績に基づき、基準値案の設定を行ったものです。</p> <p>また、国民平均の食生活並びに、高齢者、妊婦及び幼小児の平均的な食生活を考慮し暴露評価を行いADIの範囲内に収まることを確認しております。</p> <p>なお、しそへの適用についての御意見については、農薬取締法を所管する農林水産省に連絡させていただきます。</p>
3	<p>日本の作物残留試験においては、実施例を8件以上に増やし、残留値を算定すべきである。基準として採用するのは、最大検出値の中で、もっとも高い数値にはしない。2例しかない場合は、低い方の値を重視すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>日本の作物残留試験は、実施例が2件で、統計的に意味のあるデータは得られない。その上、最</p>	<p>御意見については農林水産省に連絡させていただきます。</p> <p>なお、作物残留試験の例数については、農林水産省において検討されているものと承知しております。</p>

	高値をクリアする数値を残留基準として採用しているのは、非科学的である。	
--	-------------------------------------	--